

(禁止行為)

第6条 利用者に対しては、次の各号の行為を禁止します。

- (1)「スキー場管理区域境界線」の外を滑走すること
- (2)閉鎖中のコース及び「スキー場内滑走禁止区域」、コース以外のリフト線下に立ち入ったり、滑走したりすること
- (3)立木、リフト支柱、建物、人工降雪設備、ネット、ロープ、ポール、マットなどの間近を滑走すること
- (4)他の利用者の間近を滑走すること
- (5)他の利用者の滑走を妨げること
- (6)圧雪車(コース整備車)を含む全ての雪上車両に近づくこと
- (7)リフトの運行を妨げること
- (8)疲労、飲酒、薬の服用などの影響により、心身が正常でない状態で滑走すること
- (9)長時間コース内及びリフト線で立ち止まったり、座り込んだりすること
- (10)当スキー場の許可なく、当スキー場内で営利行為(撮影、ビア等の配布、勧誘、販売、講習)をすること。
- (11)当スキー場の許可なく、スキー場内でドローンを飛行させること
- (12)空き缶、たばこの吸い殻、その他の物品を、指定の場所以外に捨てたり、放置したりすること
- (13)犬などの動物をスキー場内に放つこと
- (14)キッズパーク等定められた場所以外のコース内でそり遊び等を行うこと
- (15)コース内を徒歩で歩くこと
- (16)当スキー場で使用禁止の滑走具は下表の通りとする
- (17)滑走具を装着又は携行せずリフトに乗車すること
- (18)おんぶ紐、抱っこ紐等の固定具を用いず、子供を抱えリフトに乗車すること
- (19)未就学児のみでリフトに乗車すること
- (20)その他、これらに類する行為

【スキー・スノーボード以外のゲレンデ滑走可能用具例】

ゲレンデ滑走可能基準

- ①ブーツと板が固定できる
- ②滑り止め用具の機構やリッシュコードが付いている
- ③金属のエッジがついており、スピードコントロールができる

			
デュアルボード ニコボード	スノーフィート	スノーボード	スキー

【ゲレンデ滑走禁止用具一例】

以下用具は「たんばらスキーパークゲレンデ内」滑走禁止 ※プラスチックスキー及びそり「たんばランド内」にて使用可能

					
SWAKY	スキーボット	バランス	雪板	スノースケート	そり ヒップソリ 等
					
スノーレーサー	スノーモト	スノースクート	スノーバイク	スノーストライダー	プラスチックスキー

(徐行義務)

第7条 利用者は、次の各号の状況下では徐行して下さい。

- (1)徐行の標識のあるところ
- (2)地形や障害物で、前方が見えにくいところ
- (3)シーズン初めや春先などで積雪が十分でないところ

- (4)降雪、吹雪、濃霧、日没時などで視界が悪いとき
- (5)天候の具合で雪面の高低や凸凹が分かりにくい状況のとき
- (6)立木、切り株、茂み、岩石、露出した地形など、自然の障害物に近づいたとき
- (7)リフト支柱、建物、人工降雪設備、ネット、ロープ、ポール、マットなど、人工の工作物に近づいたとき
ネットは警告であり、倒れたり、乗り越えたり、すり抜けてしまう可能性がある
- (8)コースの合流地点やコースが狭く上から見通しが悪いところ
- (9)リフトの乗り場や降り場に近づいたとき
- (10)コースが混雑しているとき
- (11)キッズエリアに近づいたとき
- (12)業務のために出勤しているパトロール隊員や運行している雪上車両に近づいたとき
- (13)その他、徐行しないと危険な箇所を滑走するとき

(滑走時の義務)

第8条 利用者は、次の各号に従って滑走して下さい。

- (1)滑り出し、他のコースからの合流、コース横断のときは、コース上方からの滑走者を優先させること
- (2)滑走中は前方の滑走者の動向を注視し、前方の滑走者との間に安全な距離を保つこと
- (3)追い越すときは、追い越される者の不意の動きも考慮したうえで、十分な間隔をあけて追い越すこと
- (4)転倒した際は、できるだけ速やかにコースをあげ、コースの脇に避けること
- (5)コースで、立ち止まったり、滑走具を装着して登り降りをしたりするときは、コースの端を利用すること
- (6)業務のために出勤しているパトロール隊員や運行している雪上車両があるときは、その業務や運行を優先させ、進路をあけて停止又は徐行すること
- (7)流した滑走具で他の利用者に危害を与えないよう、滑走具に流れ止めを付けること

(スノーパーク利用上の義務)

第9条 利用者は、スノーパークを利用する場合、次の各号を遵守して下さい。

- (1)掲示板に記載された注意事項に従うこと
- (2)自らの技術と能力の範囲内で滑走すること
- (3)滑走を始める際は、進入方向や着地点など、周囲の安全を確認してからスタートすること
- (4)スノーパークを利用の際は、ヘルメット、その他必要な防具を着用すること

(引率者・指導者の責務)

第10条 個人やグループ又は団体を当スキー場に案内し、利用者を指導、監督、介護する者(以下「引率者・指導者」といいます。)は、この利用約款を率先して遵守して下さい。

- 2 引率者・指導者は、受講者に滑走技術を教えるだけでなく、この利用約款に定める事項及び安全に滑走する方法も指導して下さい。
- 3 引率者・指導者は、他の利用者の妨げとなるような方法や場所で指導することは控えて下さい。
- 4 引率者・指導者は、天候、雪質、コース状況などを考慮したうえ、受講者に不適切な課題を課したり、危険に遭わせたりしないよう指導して下さい。

(受講者の責務)

第11条 受講者は他の利用者に対して何の優先権も持ちません。

- 2 受講者は、引率者・指導者の指示や注意に従うだけでなく、自らこの利用約款に定める事項を守って行動して下さい。

(子供の保護者・付添人の責務)

第12条 保護者・付添人は子供の能力を見極め、子供を危険に遭わせないようにして下さい。

- 2 保護者・付添人は、子供に対し、この利用約款に定める事項について教えるよう努めて下さい。

(事故時の協力)

第13条 事故の当事者及び目撃者は、速やかに事故の発生状況をパトロール隊員等、当スキー場係員に通報して下さい。

- 2 事故が起きた場合、全ての利用者は、事故者を援助するよう努めて下さい。
- 3 事故の当事者及び目撃者は、相互に身元を確認して下さい。
- 4 当スキー場は、事故が起きた場合、当事者や目撃者を問わず、身元を確認させて頂くことがあります。

(安全用具)

第14条 利用者は、ヘルメット、その他必要な安全用具を着用するよう努めて下さい。

(保険加入の勧め)

第15条 利用者は、事故に備えて、あらかじめ傷害保険や損害保険などに加入するよう努めて下さい。

(捜索救助費用の負担)

第16条 この利用約款に違反し、当スキー場外や当スキー場内のコース外に出て遭難した利用者(以下「遭難者」といいます。)や、遭難者の家族、友人及び知人などから、当社に捜索救助の要請が有った場合、警察及び消防等へ当スキー場より通報の上、その指示により行動します。

(コインロッカーの利用)

第17条 コインロッカーは物品を一時保管するためにお貸しするものです。ご使用の場合は、この約款によるものとします。

2 収容できないもの

- (1)揮発性又は爆発物等の危険品
- (2)銃砲刀剣類等の法律上所持できないもの及び犯罪の用に供される恐れのあるもの
- (3)当スキー場のロッカーを毀損、汚損する恐れのあるもの
- (4)不潔なもの、臭気を発するもの、腐敗・変質しやすいもの
- (5)動物
- (6)貴重品
- (7)その他保管に適さないと認められるもの

3 収容できないものを入れた場合の処置

使用期間中及び使用期間経過後の保管期間中において、その収容品が第17条2項に該当した場合又はその疑いのあるときは、当スキー場においてその実情に応じ、開披、保管、廃棄のほか適当な処置をすることがあります。

4 使用時の立ち合い

当スキー場において必要と認めるときは、収容品の出し入れに立ち会うことがあります。

5 使用期間

当日の当スキー場リフト営業時間に準じます。

6 使用料金

当日営業時間内において、1回につき、料金投入口に表示された料金です。

7 収容品をお引き取りにならない場合の処置

- (1)使用期間を経過しても収容品をお引き取りにならないときは、当方にて解錠し、30日間別途保管します。この場合、別途保管中の料金は1日につき、第17条6項の使用料金をいただきます。
- (2)別途保管期間を経過しても収容品をお引き取りにならないときは、その収容品の所有権を放棄されたものとして、当方において適当と認める処理をします。

8 賠償責任

次の各号のひとつに該当するときは、当スキー場はその賠償責任を負わないものとします。

- (1)第17条2項に掲げる収容品が滅失、又は毀損等の損害を受けたとき。
- (2)鍵の紛失、盗用により使用者が損害を受けたとき。
- (3)天災、事変そのほか不可抗力により、収容品が滅失、毀損、又は変質したとき。
- (4)関係官公署から収容品の調査を受け、押収又は証拠品として提出を求められたとき。
- (5)その他当スキー場の責めに帰さないとき。

使用者は、ロッカーの使用によって当方又は第三者に損害を与えたときは、その賠償責任を負うものとします。

9 鍵を紛失した場合

- (1)使用者が鍵を紛失したときは、直ちに当方に届け出、所定の書類を提出し、鍵の交換費として3,000円(税込)の実費を、お支払い頂きます。
- (2)収容品を受け取るときは、身分証明証又はこれに代わるものを提出して頂きます。

(その他)

第18条 利用者は次の各号に従って下さい。

1 駐車場利用

- (1)駐車場へ車両を駐車する際は別途表示する土日祝年末年始において、駐車料金1,000円(税込)を徴収します。
- (2)駐車場内及び場内通路にて起きた人的、物的損害(車両又はその積載物の盗難、紛失又は毀損)については当社の過失がない限り、原則として責任を負いません。
- (3)駐車場所は係員の指示に従って下さい。

2 レストラン利用

- (1)レストラン内では、食品事故発生時の原因究明が困難となるため、持込の食事は一切ご利用頂けません。乳幼児離乳食及び食物アレルギーを理由とされる場合のみ可能とします。
- (2)レストランの客席に長時間荷物を置くなど、専有する行為等は禁止です。

3 レンタル利用

- (1) レンタル品を破損もしくは紛失した場合、ワンコイン保障未加入者は、別途定める規定額より償却額を差し引いた金額をお支払い頂きます。
 - (2) レンタル品は必ず営業時間内にレンタルコーナーへご返却下さい。場内へ放置された際は前項と同様の扱いとします。
- 4 利用者により撮影された映像や画像について
- (1) 撮影者と無関係な利用者が映り込んでいる画像や動画の公開によるトラブルは、スキー場では責任を負いかねます。
- 5 キッズパーク利用
- (1) 保護者同伴での入場が必ず必要です。お子様のみでの入場は出来ません。
 - (2) 子供がキッズパーク等の各種アトラクション（そり、チューブ、ストライダー、ふわふわ遊具、その他遊具）を利用する際は、保護者・付添人が他の利用者へ危害を加えない様に各アトラクション備え付けの注意看板に基づき、行動を制御して下さい。
 - (3) キッズパーク入場券等の転売又は譲渡は禁止です。転売又は譲渡されたキッズパーク入場券等は無効なものとし回収します。
 - (4) 第17条5項2に該当する転売行為が認められた場合、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(略称:群馬県迷惑防止条例)第6条違反として、販売者及び購入者について警察に通報する場合がございます。
- 6 荷物の取り扱いについて
- (1) 手荷物は必ずコインロッカー並びにクロークにて保管して下さい。場内へ放置された手荷物は不審物として誤認され、警察へ通報される恐れがあるほか、拾得物として回収させて頂く場合があります。
- 7 屋外禁煙について
- (1) 当施設は受動喫煙法に基づき、指定された喫煙所以外は電子タバコを含め禁煙です。
- 8 スキー場営業期間及び営業時間について
- (1) 当スキー場の営業期間及び営業時間はパンフレット及び公式WEB (<https://www.tambara.co.jp/winter/>) にて掲示します。変更の有る場合、都度公式WEBにて告知を行います。

(損害賠償請求)

第19条 当スキー場は、利用者の故意若しくは過失により、又は利用者が法令若しくはこの利用約款の規定を守らないことにより、当社が損害を受けた場合、その利用者に対し、その損害の賠償を請求させていただきます。

(利用の拒絶)

第20条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当スキー場の利用をお断りします。

- (1) 当スキー場利用の申し込みが、この利用約款によらないとき
- (2) 当スキー場の利用に関し、申込者から、当社で対応できない特別な負担を求められたとき
- (3) 当スキー場利用が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するものであるとき
- (4) 泥酔者などスキー場利用上の安全を期しがたいと認められるとき
- (5) 天災その他やむを得ない事由により当スキー場利用に支障があるとき
- (6) パトロールなど当社の係員の指示に従わないとき
- (7) 利用者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員並びに反社会团体員などであるとき
- (8) 前各号に掲げる外、正当な理由があるとき

(利用の制限)

第21条 当社は、天候その他やむを得ない事由によりスキー場の安全に支障がある場合には、スキー場の全部又は一部の利用を制限させて頂くことがあります。

(約款の変更)

第22条 この利用約款は、変更されることがあります。

- 2 変更を行う旨及び変更後の利用約款の内容並びに効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネット又はその他相当の方法により周知します。